

受注型企画旅行 旅行条件書（国内・海外用）

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

1、受注型企画旅行契約

この旅行は福山ツーリスト株式会社（以下「当社」といいます）が旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2、旅行のお申込み及び契約の成立時期

- 当社又は当社受託営業所（以下「当社」といいます）にて所定の申込書（以下単に「申込書」といいます）に所定の事項を記入のうえ、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。申込金は旅行代金（その内訳として金額が明示された企画料金を含みます。）又は取消料若しくは違約金の一部として取り扱います。
- 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなければなりません。
- 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 受注型企画旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し次項の申込金を受領したときに成立するものとします。
- 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
- 当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、申込金の支払いを受けることなく契約の締結を承諾することがあります。この場合、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

旅行代金	お申込金
20,000 円未満	5,000 円以上
50,000 円未満	10,000 円以上
100,000 円未満	20,000 円以上
100,000 円以上	旅行代金の 20%以上

3、お申込み条件

- 20 才未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- 旅行目的やお客様層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社が講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況により、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 旅行者がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用は旅行者のご負担になります。
- 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申込をお断りする場合があります。

- 旅行代金のお支払い 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 21 日目に当たる日以降にお申込の場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

5、旅行代金について

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満 12 才以上の方はおとな代金、満 6 才以上 12 才未満の方は子ども代金を適用します。但し、満 3 才以上 6 才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び食事、宿泊施設の寝具等必要な場合は子ども代金を適用します。
- 旅行代金には、以下のものが含まれています。（いずれも旅行日程に明示したのもの）
 - 運送機関の運賃・料金
 - 宿泊代金
 - 食事代金
 - 観光に係る代金
 - 団体行動中の心付け
 - 添乗員経費（旅行者から添乗員付の依頼があった場合）
 - その他旅行代金に含まれる旨表示したもの。
 上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

6、旅行契約内容の変更

- 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- 当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

7、旅行代金の変更

- 当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金は著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日前にあたる日より前にお客様に通知します。
- 当社は、本項（1）により適用運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8、旅行者の交替

旅行者は、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。

9、取消料

- 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。（契約解除のお申し出は、お申し込みいただいた販売店の営業時間内にお受けします）また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客様からは 1 室ごとの利用人員の変更に対する差額代金をいただきます。

〈国内旅行に係る取消料〉

区分	取消料
次項以外の受注型企画旅行契約	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
① 21 日目に当たる日以前の解除	企画書面に記載の企画料金に相当する金額
② 20 日目に当たる日以降の解除 （③～⑦を除く。日帰り旅行にあ	旅行代金の 20%

③7日目に当たる日以降の解除 (④～⑦を除く)	旅行代金の30%
④旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
⑤旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
⑥無連絡不参加	旅行代金の100%
⑦旅行開始後の解除	旅行代金の100%

(海外旅行に係る取消料)

区分	取消料
本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約	
旅行開始日の前日から 起算してさかのぼって	
①31日目に当たる日以前の解除	企画書面に記載の企画料に相当する金額
②30日目に当たる日以降の解除 (③～⑤を除く。)	旅行代金の20%
③旅行開始日の前々日以降の解除	旅行代金の50%
④無連絡不参加	旅行代金の100%
⑤旅行開始後の解除	旅行代金の100%

(2) お客様の都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けます。

10、当社による旅行契約の解除

①お客様が第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないうちは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは、第9項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。

- 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- 旅行者が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- 旅行者が旅行内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

11、当社の責任及び免責事項

- 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限り、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
- お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合は、当社は(1)の責任を負いません。
 - 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - 自由行動中の事故 ⑤食中毒 ⑥盗難
 - 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・進路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在期間の短縮

12、特別補償

- 当社は前項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、別紙特別補償規定により、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。当社が前項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- お客様が受注型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、

酒酔い運転、疾病等のほか、契約旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、超軽量動力機搭乗、ハングライダー搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

13、旅行者の責任

- 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
- 旅行者は当社から提供された情報を活用し、お客様の権利・義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- 旅行者は、旅行開始後において、万一パンフレットに記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されると認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

14、旅程保証

- 当社は次表に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、旅行代金に次表の定める率に乗じた額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して支払います。
- 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金額は、旅行者一名に対して一受注型企画旅行につき旅行代金に15%乗じた額を限度とします。また旅行者一名に対して一受注型企画旅行につき支払う変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金のお支払いに替え、これと相応の物品・サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

変更補償金の支払いとなる変更事項	一件あたりの率	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り、)	1.0%	2.0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%

15、その他

- お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じた時は、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- お客様の便宜をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。またワシントン条約又は国内諸法令により日本へ持ち込みが禁止されている品物がございますので、購入には十分ご注意ください。
- 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等においては、道路事情により予定時間通りに運行できない場合があります。また、止むを得ない事由により、万一帰着が遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的地滞在時間の短縮による補償にも応じられません。
- 海外旅行の場合、現在お客様がお持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行のご出発までにお客様の責任で行ってください。
- 海外旅行の場合、渡航先の衛生状況については、「厚生労働省検疫感染症情報ホームページ」にてご確認ください。
- 海外旅行の場合、渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合が

あります。お申し込みの際に販売店での確認、又は「外務省海外安全ホームページ」にてご確認ください。

(7) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

16、個人情報の取り扱いについて

(1) 当社は旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。※このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社は当社が保有する個人データのうち、氏名、住所、電話番号、又はメールアドレスなどのお客様のご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、利用させていただきます。当社は、営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品発送のために（※利用目的を具体的に記載）これを利用させていただくことがあります。なお、当社における個人情報取扱管理者の氏名については、別紙をご参照ください。

17、受注型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

18、旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、旅行契約締結年月日の時点において有効な運賃・規則を基準としています。

<旅行企画・実施>

福山ツーリスト株式会社

観光庁長官登録旅行業 第2114号

一般社団法人日本旅行業協会（JATA）正会員

〒721-0974

広島県福山市東深津町 4-16-25

TEL：084-926-7722 FAX：084-926-7724

総合旅行業務取扱管理者 大谷 司